

＜剰余金処分案様式例＞（非出資商工組合を除く）

※赤文字部分は、平成19年4月1日以降最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

剰余金処分案			
	自 平成	年	月 日
	至 平成	年	月 日
<b>I 当期末処分剰余金</b>			
1	当期純利益金額（又は当期純損失金額）	× ×	
2	前期繰越剰余金（又は前期繰越損失金）	× ×	
3	過年度税効果調整額	<u>× ×</u>	× × ×
<b>II 組合積立金取崩額</b>			
1	会館建設積立金取崩額	× ×	
2	特別積立金取崩額	<u>× ×</u>	× × ×
<b>III 剰余金処分額</b>			
1	利益準備金	× ×	
2	組合積立金		
	特別積立金	× ×	
	〇〇周年記念事業積立金	× ×	
	役員退職給与積立金	<u>× ×</u>	× × ×
3	教育情報費用繰越金		× ×
4	出資配当金		× ×
5	利用分量配当金		
	共同購買事業配当金	× ×	
	〇〇事業配当金	<u>× ×</u>	<u>× × ×</u>
<b>IV 次期繰越剰余金</b>			<u><u>× × ×</u></u>

（作成上の留意事項）

- 出資商工組合、企業組合、協業組合は、教育情報費用繰越金の処分はない。
- 脱退者への中協法20条による持分払戻があるときは、別に、脱退者持分払戻計算書を作成する。
- 税効果会計を適用する最初の事業年度において、過年度に発生した一時差異等（繰延税金資産と繰延税金負債の差額）を処理する場合には、過年度税効果調整額として、当期末処分剰余金に表示する。

＜剰余金処分案様式例＞（非出資商工組合）

※赤文字部分は、平成19年4月1日以降最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

剰余金処分案			
	自 平成	年	月 日
	至 平成	年	月 日
<b>I 当期末処分剰余金</b>			
1	当期純利益金額（又は当期純損失金額）	× ×	
2	前期繰越剰余金（又は前期繰越損失金）	<u>× ×</u>	× × ×
<b>II 剰余金処分額</b>			
1	基本金への振替額	× ×	
2	〇〇積立金への振替額	× ×	× × ×
3	次期予算への繰入	<u>× ×</u>	<u>× × ×</u>
<b>III 次期繰越剰余金</b>			<u><u>× ×</u></u>